

## カード会規約

### 第1章 総 則

(目 的)

第1条 本会は会員相互扶助精神と融和連携によって、消費者サービス事業と販売促進の効果を上げ、会員の健全なる発展を図りながら、地域商業の振興に寄与するとともに地域社会への貢献を目的とする。

(名 称)

第2条 本会は「カード会」と称する。

(事務所)

第3条 本会の事務所は商工会内に置く。

### 第2章 事 業

(事 業)

第4条 本会は第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) スタンプポイントの発行及び還元事業。

1. ポイント登録カード(1枚10,000円、5,000ポイント)の販売事業。

2. 会員による消費者に対するポイントの発行事業。

(原則として、お買い上げ100円に対して1ポイント2円)

3. 消費者に対し満点カードによるイベント及び貯金、商品引換え事業を行う。

(2) 加盟店の共同広告、宣伝事業。

(3) その他、消費者へのサービス並びに販売促進に関する事業。

(4) 商工会が行う商業振興事業に関する事業への協力。

(5) その他目的達成に必要な事項。

(ポイント発行機の管理委託及び貸与)

第5条 ポイント発行機はカード会が所有、管理し、これを会員に貸与する。

(1) 会員が加入するときは別に定めるポイント発行機貸与契約書により行う。

### 第3章 会 員

(加 入)

第6条 会員の資格がある者は、下記に定める手続きにより役員会の議を経て加入出来る。

(1) 本会事務所に所定の加入申込書を提出する。

(2) 会員は入会と同時に、加入金5千円、事務負担金5千円を納付する。

(資 格)

第7条 会員の加入資格は次の通りとする。

(1) 商工会員で本会の趣旨に賛同し本会事業に協力出来る者。原則として町内に営業所(店舗)を有する者とする。但し、役員会の承認を得ればその限りではない。

(2) ポイント登録カードを年間20,000円以上購入している者。

(脱 退)

第8条 会員の脱退は、下記の定める手続きにより脱退することが出来る。

(1) 本会事務所に所定の脱退届を提出する。

(2) 脱退者は脱退前の未納金についてすべて完納しなければならない。

(3) 次の場合は脱退とみなす。

1. 会員たる資格を喪失したとき。

2. 除名されたとき。

(届 出)

第9条 会員は下記に該当する場合は遅滞なく届けなければならない。

- (1) 氏名もしくは名称、住所等に変更があったとき。
- (2) 事業を閉鎖廃止するとき。
- (3) その他会員たる資格の喪失をきたすべき事実があったとき。

(除名)

第10条 本会は会員が次に該当したときには総会の議を経て除名することが出来る。この場合にはその会員に対し総会開催1週間前までにその旨を通知し、総会にお

いて弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 本会の対面を傷つける行為を行った者。
- (2) 本会の目的遂行に反する行為のあった者。
- (3) 本会の義務を怠った者。
- (4) 再三の注意にもかかわらず消費者にスタンプポイントの発行をしない者。

(権利消滅)

第11条 会員の資格を失った者及び会員の都合により本会を脱退した者については、加入金、事務負担金、機器使用料、剰余金等本会の財産に対する一切の請求は消滅し、払い戻を受けることが出来ない。

#### 第4章 役員

(役員)

第12条 本会の運営を促進するため、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	1名
委員	若干名
監事	2名

(役員任期)

第13条 (1) 役員任期は2年とする。但し、任期終了又は辞任によって退任した委員は、新たに選任された役員が就任するまで引き続きその職務を行う。

(2) 補欠のために選任された役員任期は前任者の残任期間とする。

(3) 役員は再任を妨げない。

(役員職務)

第14条 (1) 役員は会長、副会長、役員、監事で構成し、会長が本会を代表し、本会を総理する。

(2) 副会長は、会長を補佐し本会の業務を執行し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠員のときは職務を行う。

(3) 会長及び副会長が共に事故、又は欠員のときは役員のうちからその代理者、又は代行者一人を定める。

(4) 監事は、本会の業務会計の状況を監査し、その監査結果を総会において報告する。

(5) 役員は、会員の家族及び従業員、学識経験者についても総会の承認を得て任命することが出来る。

(役員忠実義務)

第15条 役員は規約の定め並びに総会も議決を遵守し、本会のため忠実に職務を遂行しなければならない。

(役員選挙)

第16条 (1) 役員は総会において選挙する。

(2) 役員選挙は単記記名によって行う。

(3) 有効投票の多数を得たものを当選者とする。

- (4) 第1項の規定にかかわらず、総会出席者の3分2以上の同意があるときは、指名推薦の方法によって行うことができる。
- (5) 指名推薦の方法により委員の選任を行う場合の被指名人の選定は、その総会において議長が選任した選考委員が行う。
- (6) 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選者とするかどうかを総会に諮り、総会出席者の過半数の同意があったものを当選者とする。

(役員報酬)

第17条 役員は報酬を受けない。但し、旅費、その他業務の遂行に伴う実費についてはこの限りではない。

## 第5章 総会及び役員会

### (総会)

- 第18条 (1) 本会の総会は通常総会及び臨時総会の2種類とし、会長が召集する。
- (2) 通常総会は毎事業年度終了後2ヶ月以内に、臨時総会は会長が必要と認めたとときに召集する。
  - (3) 総会の招集は、総会の1週間前までに会議の目的、日時、場所を会員に通知して行うものとする。
  - (4) 議長は出席者の中から互選する。

(代理人による議決権又は選挙権の行使)

- 第19条 (1) 会員は前条の規定により予め通知のあった事項につき、代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。
- (2) 代理人が代理できる会員の数は4人以内とする。

(総会の議決事項)

- 第20条 総会の議決事項は次の通りとする。
- (1) 規約の変更
  - (2) 事業計画及び収支予算の決定又は変更
  - (3) 会員の除名
  - (4) その他会長が必要と認めた事項

(総会の議事)

- 第21条 (1) 総会の議事は、会員の過半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。
- (2) 総会の議決について特別の利害関係を有する者は議決権を行使することが出来ない。この場合出席者に参入しない。

(役員会)

- 第22条 (1) 本会に役員会を置く。
- (2) 役員会は会長、副会長、役員、監事で構成する。
  - (3) 役員会は会長が召集する。
  - (4) 役員会の招集は、役員会の構成員に対し、会議の目的たる事項、日時、場所について通知を行う。但し、緊急の場合はこの限りではない。
  - (5) 役員会の議長は会長をもって充てる。議決権は各一つとし、監事は議決権無しとする。

(役員会の議決事項)

- 第23条 役員会の議決事項は次の通りとする。
- (1) 総会に提出すべき事項
  - (2) その他本会の業務執行に関し重要な事項
  - (3) 会員の除名

## 第6章 事務の委託

### (事務の委託)

第24条 本会の事務は██████████商工会に委託をすることが出来る。

## 第7章 会計

(事業年度)

第25条 本会の事業年度は、毎年9月1日に始まり、翌年の8月31日に終わるものとする。

(事業年度)

- 第26条 (1) 本会の運営に関する経費は、ポイント登録カードの売上金、その他をもってあてる。
- (2) 金銭及び出納は会長の決済によるものとする。又、収入金はすべて取引金融機関に運営委員長名をもって預金する。
- (3) 本会事務局に提出された満点カードの精算は、原則としてその都度行うものとする。
- (4) 本会の会計事務を処理するために必要な帳簿を備え付けて置かなければならない。
- (5) 本会は毎事業年度の終了後遅滞なく決算に関する収支決算書、貸借対照表を作成するものとする。

## 第8章 解散及び精算

(解散)

第27条 本会は次の場合解散する。

- (1) 総会において解散の決議をしたとき。
- (2) 破産したとき。

(精算及び財産処分)

第28条 解散による精算及び財産処分については総会の議決による。

(損失金の処理)

第29条 損失金の補填は総会の議決を経て行い、その債務を完済するのに必要な限度において会員に賦課金を課することが出来る。

## 第9章 雑則及び施行

(損失金の処理)

第30条 この規約に定めのない事項については、██████████カード会施行細則、ポイント発行機貸与契約書、役員会の決議によるものとする。

(施行)

第31条 この規約は平成12年9月1日から施行する。又、この規約の施行により██████████シール会規約及び会則は廃止する。

## 附則

(改正の経過)

1. 第4章 第12条の改正規約(役員会への名称改正)は平成18年10月27日から実施する。
2. 第1章 第3条、第2章 第5条、第3章 第7条(1)、第6章 第24条の  
商工会名称の変更(██████████商工会に変更)は、平成22年4月1日から実施する。
3. 第3章 第5条 ポイント発行機は██████████カード会が所有、管理し、こ

れを

会員に貸与する、第6条 第2項 会員は入会と同時に、加入金5千円、事務負担金5千円を納付するは、平成25年10月 日から実施する。

資料②

第2号議案 ■■■■■カード会解散について

1. 令和6年10月21日を以て「■■■■■カード会」解散する

2. 財産処分(案)

■■■■■カード会の財産を以下の通り分配する。

事業所	割合	切り捨て前	分配金
■■■■■	21.1%	808,785	808,000
■■■■■	1.5%	57,497	57,000
■■■■■	2.7%	103,494	103,000
■■■■■	3.6%	137,992	137,000
■■■■■	2.9%	111,160	111,000
■■■■■	11.4%	436,974	436,000
■■■■■	23.6%	904,612	904,000
■■■■■	1.5%	57,497	57,000
■■■■■	5.9%	226,153	226,000
■■■■■	25.8%	988,941	988,000
基準	100.0%	3,833,105	3,827,000

■■■■■カード会の財産は令和6年8月31日現在、3,917,425円残っている。

そこから

- 1 令和6年度会費 12,000円
- 2 事務委託料 50,000円
- 3 機械処分代 9,900円
- 4 振込手数料 8,470円
- 5 残高証明書 1,100円
- 6 会議費 2,850円

を差し引いた残りが3,833,105円。さらにそこから現在のカード機を使いはじめた平成26年4月からのポイント売上の割合で分配し1,000円未満を切り捨てた(端数は商工会へ)。なお、■■■■■は既に退会しているもののこれまで1番ポイント売上で貢献してもらっていることもあり分配対象に入れている。